

令和4年度日本大学大学院法務研究科 入学試験

第1期～第3期 [未修者]小論文

出題の趣旨・採点基準

第1期

【設問1】（配点100点）

<出題趣旨>

- ・ 法科大学院の教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読み込むことが必要であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解く基礎的な文章読解力があることが大前提となる。
- ・ 【設問1】は、組織のリーダーがどのような条件（リーダーに必要な資質と行動基準）を満たしていることが期待されるかについて、400字以内でまとめることを求めている。問題文は、漢字、抽象度の高い語を多用した簡潔な文章であるため、著者の考えの真髓を読み取って文章に表現する（論旨をエッセンスに凝縮させる）ことは、必ずしも容易ではない。受験生は、このような抽象的な文言、表現の文章を読んで、リーダーに必要な資質と行動基準とされているもののポイントを読み取って、制限字数内に収まるように文章に抽出することが求められており、受験生の読解力、文章構成力及び表現力が試される問題である。

<採点基準>

- (1) 下記の①～⑨の各点を挙げているかどうかを評価する。文言をそのまま用いることは必須ではなく、明示的には触れていなくても、答案からその点に関する著者の論旨を読み取れるならば、該当する点を挙げているものとして取り扱う。
 - ① 必要な情報を収集し得る能力を有する
 - ② 将来を予測し、行動路線を比較検討できる思考力を有する
 - ③ 人に影響する情動と衝動の力を想像することができる
 - ④ 事態を洞察して全体像をとらえ、方向を設定する直観力を有する
 - ⑤ 寛容な度量、包容力を持つ
 - ⑥ 暖かく、優しく、物分かりがよく、人間味があり、部下と交流し得る
 - ⑦ リスクを負って行動路線を選択し、適時適切に決断できる判断力と決断力
 - ⑧ いったん決断した行動路線を保持、持続できる勇氣
 - ⑨ 最悪事態をあらかじめ想像し、覚悟を決めて事に臨むことができる
- (2) 著者の考えのエッセンスを浮き彫りにしていると評価することができるもの、論理性、説得力が優れているものは加点する。
- (3) その他、文字数の適切性も評価する。

【設問2】（配点100点）

<出題趣旨>

【設問2】は、組織体の目的を達成するために部下を統率するには、どのような方法があり、どのような点に留意して、どのように運用していけばよいかについて、400字以内で説明することを求めている。

受験生は、抽象的な文言、表現の文章の中から、制限字数内に収まるように、上記の点について説明する文章を示すことが求められており、ここでも受験生の読解力、文章構成力及び表現力が試される。

<採点基準>

- (1) 下記⑩～⑳の各点を挙げているかどうかを評価する。⑩～㉑の文言をそのまま用いることは必須ではなく、明示的には触れていなくても、答案からその点に関する著者の論旨を読み取れるならば、該当する点を挙げているものとして取り扱う。
- (2) 著者の考えのエッセンスを浮き彫りにしていると評価することができるもの、論理性、説得力が優れているものは加点する。
- (2) その他、文字数の適切性も評価する。
 - ⑩ 部下の統率には公平な信賞必罰が古くから推奨されてきた。
 - ⑪ 信賞必罰は、部下の自発性と自尊心を尊重しなければ、士気が低下し、その服従行動は機械的なものとなる。
 - ⑫ 事前に部下のすべき行動を規定しつくすことも不可能であるし、必ずリーダーの指令を仰がせるのも実際的でない。
 - ⑬ 士気の低下を防ぐとともに、実現可能性を考えても、部下の行動に自由裁量の余地を残すのが普通である。
 - ⑭ 組織体の目的実現のためには、間接的に部下の自由裁量を制御する必要がある。
 - ⑮ そこで、組織体の目的、意味等を部下の人生にとっても意味のある目的とさせて、団結心等を培養し、自己抑制、滅私奉公につながらせる。
 - ⑯ 部下が組織体の目的実現に精神的に参加し、自己抑制、滅私奉公を実行するようになると、リーダーは、これを上回る程度に、組織体に対する献身、犠牲、自己抑制と滅私奉公の証を見せ、部下の成功は褒め、失敗も寛容に受け止めて、部下の教育、育成に取り組まなければならない。
 - ⑰ 統率が教育に傾斜し、必罰の基準から次第に外れ、失策が寛容に受容されることが部下の期待となると、規律は弛緩し、作業水準は低下する。
 - ⑱ トップリーダーは、部下を信頼して実際上の決定を任せ、その極限として担がれる「お神輿」にすぎないことが多い。
 - ⑲ 逆の極限が、万事自分で決定するワンマンである。
 - ⑳ 部下に決定を任せていてもいなくても、失敗の最終責任を政治的に取って潔く辞任することが、組織体のリーダーの最後の役割行動であり、そう期待されている。

【設問3】（配点100点）

＜出題趣旨＞

【設問3】では、「組織体は成員に職務役割を配分し、成員はその役割を無条件に受容することを要求される。さらに、その役割の遂行については、（中略）滅私奉公（中略）を要求される。」（下線部①）が、「組織体が期待する滅私奉公に代わっていまや「勤め人根性」が通例となり、「休まず、遅れず、働かず」の「三ず主義」が組織体の特徴として取り上げられることとなった。」（下線部②）というようになった原因について、[文章3]の筆者の論旨に基づいてその原因を分析し、自分の考えを350字以内で説明することが求められている。

[文章3]は、[文章1]及び[文章2]よりも更に抽象度が高く、理解が必ずしも容易でない部分を含む文章である。受験生は、このような抽象度が高い文章の論旨に基づいて上記の原因について分析し、制限字数内に収まるように自分の考えを説明することが求められており、受験生の読解力、文章構成力及び表現力が試される問題である。

＜採点基準＞

- (1) 下記②①～②④の各点から成る筆者の考えを踏まえて上記の原因を論じているかどうかを評価する。
- (2) 論理性、説得力が優れているものは、加点する。
- (3) その他、文字数の適切性も評価する。
- ②① 部下は、適材適所の配置で滅私奉公を実践し、苛酷な事態を受け入れ、職務役割を誠実に遂行していても、報われずにリーダーに利用されて終わることがある。
- ②② 部下は、滅私奉公が評価されず、褒賞されないのが常態化すれば、自己満足が優先するようになり、セクショナリズムと保守主義が蔓延するに至る。
- ②③ 高度工業社会では、なわばり意識の強い職場に配属され、部分抹消的な職務役割を与えられ、リーダーに評価されず褒賞されないことが多いために、部下の士気の低下は普通となる。
- ②④ こうして組織体が期待する滅私奉公に代わっていまや「勤め人根性」が通例となり、「休まず、遅れず、働かず」の「三ず主義」が組織体の特徴として取り上げられることとなった。

第2期

【設問1】(配点100点)

<出題趣旨>

- ・ 法科大学院における教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読むことが必須であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力があることが大前提となる。
- ・ 【設問1】では、筆者が述べるところの「統治される能力」についての筆者の見解を400字以内でまとめることを求めている。受験生は、問題文の中から「統治される能力」が何を意味しているのかを的確に読み取り、前後の脈絡のある文章にまとめ上げることが求められ、文章を正確に読み解く力とともに、表現力、文章構成力が試されることになる。

<採点基準>

(1) 下記の①ないし⑤の点を挙げて要約できているかを評価する。文言をそのまま用いることは必須ではなく、明示的には触れていなくても、答案からその点に関する著者の論旨を読み取れるならば、該当する点を挙げているものとして取り扱う。

- ① リベラル・デモクラシーの存立にとって不可欠な条件は、意見を異にする者同士が共存する知恵を持っていることであること
- ② 自分と異なる意見を尊重し、それと共存するという民主制の本旨は、自然に反するところがあり、その定着と維持には意識的な努力が不可欠であること
- ③ そのためには、人材の発掘や育成にコストを払い、専門的知識を軽視せず、多様な情報や専門的な考え方が国民に提供され、画一主義を生まないよう努める必要があること
- ④ 知識の均一化は社会の活力を奪い去るという側面があり、アメリカでは若いエネルギーや異質な社会的文化的背景を持つものを受け入れるという吸収プロセスが「統治される能力」が鍛え上げられ成熟化する過程であったこと
- ⑤ 「統治される能力」を持つ者の中からリーダーが選ばれるべきであり、政治機能の不全や「リーダー不在」は「統治される能力」の不足と表裏一体の関係にあること

(2) 要約力、論理性、説得力

筆者の見解を浮き彫りにするような要約がされていると評価できるものや論理性・説得力を持つ文章になっているものには相応の加点をする。

【設問2】(配点200点)

<出題趣旨>

- ・ 【設問2】は、筆者の述べる「民主的プロセスを経るべき問題」と「緊急の判断を要する例外問題」に当てはまると思われる具体的事例を挙げて論じさせるというもので、問題文の中から抽出できる回答ではなく、受験者の社会常識や判断力が問われる問題で

ある。

- ・ 筆者が、民主政治にとって不可欠な条件は、意見を異にする者同士が共存する知恵をもっているかどうかであり、時間やコストをかけ、多様な意見を吸収していくシステムを作り上げていく必要がある、民主政治は、討論と合意に基礎を置く以上迅速な判断には適さないと指摘している。このことからすれば、時間をかけても多様な意見を幅広く吸収して合意を形成していく必要性が強い問題は、「民主的プロセスを経るべき問題」であるといえる。どのような問題が該当するかは、各受験者が自身の知見に基づいて取り上げることになるが、これが民主制の原則であることからすれば、比較的広い分野の問題が該当することになる。特に社会の仕組みや国民の倫理観、生命観（例えば人間の卵子の遺伝子操作の可否）などに根差すもの、影響が広範囲に及ぶおそれのあるもの（一つの問題が関連する他の分野の問題にも影響を及ぼすようなものや我々の将来の生活の在り方にまで影響する時間的な広がりを持つ問題等）などの中から選択して、なぜそれが民主的プロセスを経るのが妥当なのかを説得力ある文章で説明することが求められる。他方、「緊急の判断を要する例外的な問題」の例としては、問題文の中に「仮想的現実の下で展開される活動（典型的には一部の金融取引）」に関する政府の活動が挙げられている。適時に政策決定をしなければ、思惑や予想から大規模な資金移動や相場の変動などが生じて所期の目的を達しえなくなることから例示されているものと考えられる。この他にも緊急事態への対処など決定が遅れると手遅れになりかねないものなど、民主的なプロセスを経ては所期の目的を達成できず、決定機構を集中化させる必要がある案件は様々考えられるので、自らの知見からその一つを挙げて、それに該当する理由を想定される反対論の論拠等も意識しながら説得的に説明する必要がある。

<採点基準>

(1) 問題点の把握・社会常識

問題文の内容を踏まえ、社会常識にかなった事例を選択しているかを評価する。

(2) 表現力

年齢相応の表現がされているか、受験者の意図が伝わる正しい表現、語句を選択しているかを評価する。

漢字表記の多寡、誤字、表現の誤りの多さ等により減点する。

(3) 論旨の明快さ

論旨に説得力、客観性があるか、論理構成（段落分け等の工夫、論旨の一貫性等）が適切かを評価する。

(4) 独創性

本問では独創性は必ずしも要しないが、他の受験生が容易に思いつかないよう事例を取り上げたり、客観性があり他にない切り口の鋭い説得力ある論拠を示したりしているものについては、相応の加点をする。

第3期

【設問1】（配点100点）

<出題趣旨>

- ・ 法科大学院における教育では、法律に関係する多くの文献や判例を読むことが必須であるから、法学未修者で個々の法律学の議論について知識がない場合であっても、入学後に法律問題に関する文献や判例を読み解くための基礎的な文章読解力があることが大前提となる。
- ・ 【設問1】では、延命治療の選択についての筆者の見解を400字以内でまとめることを求めている。受験生は、問題文の中から延命治療の選択に関する筆者の見解を的確に読み取り、前後の脈絡のある文章にまとめ上げることが求められ、文章を正確に読み解く力とともに、表現力、文章構成力が試されることになる。

<採点基準>

法律家の仕事では決められた文字数に応じた文章を作成する能力が大切であるから、記載した文字数等を考慮しつつ、内容の的確さに応じた点数とする。

(1) 下記の①ないし⑥の点を挙げて要約できているかを評価する。全部を挙げなくても主要な点を挙げて論理的な一貫性が示されていれば足りる。

- ① 本人の意思が明確に示されていないと、医師は人工呼吸器の装着等の可能な限りの延命治療を実施することを選択せざるを得ず、その結果として、家族に意思に反する延命治療が行われ、家族の多大な負担につながるが、ACPを作って家族や本人の意思が共有されていればこのような事態は避けられること
- ② ACPは本人が主体的に決めるもので、意に沿わないACPが作成されないようにするためには意思をはっきり表明できる若いうちからACPに取り組むようにすべきで、その制度化が望まれること
- ③ ACPを普及させるために医療保険制度を活用すれば継続的な取り組みが期待でき、その普及により本人の意思を確認できる場合が増えること
- ④ 超高齢化社会を迎えた今、自分の死をどのように迎えたいかを考えていくことが求められているが、日本ではACPのような大切な仕組みが構築されておらず、問題が先延ばしにされていること
- ⑤ 危機管理の鉄則として、いざというときに備えるため人は一度は家族など親しい人と死について話し合っておくべきであるが、その際、最終的に優先されるべきことは本人の自由意思であること
- ⑥ 自由意思は虚構であるとしても、ACPはあくまで自由意思を前提とした厳正な仕組みとして設計される必要があり、尊厳死や安楽死の問題は将来そこから掘り下げていくべき課題であること

(2) 要約力、論理性、説得力

筆者の見解を浮き彫りにするような要約がされていると評価できるものや論理性・説

得力を持つ文章になっているものには加点する。

【設問 2】（配点 200 点）

<出題趣旨>

- ・ 【設問 2】は、延命治療についての筆者の見解を論評しつつ、自己の見解を述べさせるもので、問題文の中から抽出・要約できる回答ではなく、受験者の社会常識や思考力、判断力が問われる問題である。
 - ・ 筆者は、ACP の普及による終末期医療の選択を提唱し、若いうちからの ACP の作成が重要であることを指摘しているが、例えば次のような問題点も考えられる。答案としては、これらに限らず、筆者の見解の限界や問題点を指摘しつつ、それらの問題点等を考慮した自己の見解を説得的に記述することが求められている。
- ① 若い頃の見解は、世話になっている者への配慮等はない一方で、自分の死と真摯に向かい合って出した結論とはいえ、その後意思の確認が長期間なされていない場合には、延命治療の選択が必要となった時点における意思と食い違いが生じる可能性が低くないのではないか。
 - ② 一定の精神的障がいを持った者や認知症等による判断力の低下が見られる者を ACP から除外してよいか。判断能力が低いことを理由に自己の終わり方に関する自己決定権ともいうべき延命治療の選択の自由を奪ってしまうことに問題はないか。認知症等による判断力低下があっても、介護等の利害関係を有しない近しい者が本人の意思を聞いていたりしていれば、その内容を尊重すべき場合もあるのではないか。
 - ③ 若い健康なうちはかかりつけ医や主治医のいない者がむしろ多数派であり、医師と連携した ACP によることを推奨しても、ふだん医師と関わりを持たない多数の国民の間で近い将来これが普及することは期待できず、現実的な方策とはいえないのではないか。臓器移植のような意思表示カードなどの普及を考えたほうがよいのではないか。

<採点基準>

- 1 表現力
年齢相応の表現がされているか、受験者の意図が伝わる正しい表現、語句を選択しているか、漢字表記の多寡、誤字、表現の誤りの有無等を評価する。
- 2 問題点の把握
問題文の内容を踏まえ、筆者の見解の限界や問題点を、社会常識にかなった視点で指摘できているかを評価する。
- 3 論旨の明快さ
社会常識に沿う自己の意見を的確に述べているか、説得力ある論旨を展開しているか、客観性ある叙述になっているか、論理構成は適切か（段落分け等の工夫、

論旨の一貫性等)等の点を評価する。

4 独創性

独創性は必ずしも要しないが、他の者が容易に思いつかないよう方策を示したり、客観性があり他にない切り口の鋭い説得力ある意見を示したりしているものについては、相応の加点をする。